

横浜市教育委員会 臨時会会議録

- 1 日 時 平成28年3月18日（金）午後2時30分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 坂本委員 西川委員 長島委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

平成 28 年 3 月 18 日（金）午後 2 時 30 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新たに指定される国宝・重要文化財について
- 3 請願等審査
受理番号 113 大正連合町内会自治会地域の学校計画に関する請願書
- 4 審議案件
教委第 62 号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について
教委第 63 号議案 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について
教委第 64 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について
教委第 65 号議案 学校運営協議会を設置する学校の再指定について
教委第 66 号議案 学校運営協議会委員の任命について
教委第 67 号議案 学校運営協議会委員の任命について
教委第 68 号議案 学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について
- 5 その他

[開会時刻：午後 2 時30分]

～傍聴人入室～

岡田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。
はじめに、会議録の承認を行います。2月19日の会議録の署名者は今田委員と長島委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、3月4日の教育委員会定例会と急施で開催いたしました3月14日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

齋藤教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○3/15 本会議

○3/16 こども青少年・教育委員会

それでは、一般報告をさせていただきます。

まず、市会関係ですが、3月15日に本会議が開催されました。

3月16日は、こども青少年・教育委員会が開催されました。議案につきましては、平成28年度横浜市一般会計予算の関係部分、報告事項としましては、県費負担教職員の市費移管に関する取組について説明しております。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○3/6 横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰式

○卒業式関係

(2) 報告事項

○新たに指定される国宝・重要文化財について

次に市教委関係ですが、主な会議等は、3月6日に横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰式が戸塚公会堂で開催されました。第1部では教育委員会表彰、児童生徒の部で95名25団体、成人の部で28名2団体の方を表彰いたしました。第2部では優秀教員表彰が行われまして、最優秀教員に5名、優秀教員に33名、優秀教員奨励賞に23名、それから、今年から新設されました優秀チーム賞として15チームが表彰されました。

次に、卒業式関係ですが、3月14日、東山田中学校に岡田教育長、宮田中学校に坂本委員、秋葉中学校に西川委員、東永谷中学校に長島委員が御出席されまし

た。3月18日、本日ですが、上大岡小学校に岡田教育長、大曾根小学校に今田委員、文庫小学校に西川委員、青木小学校に長島委員が出席されました。

次に、報告事項ですが、新たに指定される国宝・重要文化財について、これは後ほど所管課より説明がございませぬ。

その他については、特にございませぬ。

報告は以上でございませぬ。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等はございませぬでしょうか。

特に御質問がなければ、新たに指定される国宝・重要文化財について、所管課から御報告いたします。

小林教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の小林でございませぬ。

資料を1枚、両面刷りのものを用意しておりますので、そちらを御覧いただければと思ひます。今月、3月11日に国の文化財審議会は、金沢区の称名寺が所有してあります称名寺聖教と金沢文庫文書を国宝に、それから、日本郵船株式会社所有で、山下公園に係留保存されてあります氷川丸を、この氷川丸は現在本市の指定有形文化財に指定されてありますが、これを国の重要文化財に指定するよう文部科学大臣に答申いたしました。このことにより、今年の夏から秋ぐらゐまでの間には、正式に指定される見通しです。詳しくは課長より御説明させていただきます。

重松生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長の重松です。よろしくお願ひいたします。

表を御覧いただければと思ひます。国宝は1件、称名寺聖教と金沢文庫文書を併せて1件としまして、国宝になります。所有者は宗教法人称名寺で、所管は、県立金沢文庫に保管されてあります。今まで重要文化財になってあります称名寺聖教と金沢文庫文書に併せて、今回未指定でございませぬ称名寺聖教を、断簡類と申しまして、切れ切れの文書みたいなものを合わせて一括して、国宝の指定になってあります。

下の段にございませぬ氷川丸は、昭和5年、横浜船渠株式会社で造られたものです。現在は三菱重工業と合併して、そちらの会社になります。所有者は日本郵船ということで、平成15年11月4日に横浜市指定有形文化財になってあります。

裏面を御覧ください。概要です。写真を載せて、右側に聖教と文庫文書の写真を載せてあります。点数としてはかなりの点数がございませぬが、概要といたしましては、金沢氏の菩提寺であった称名寺と北条実時の草創に関わる金沢文庫に伝来しました資料群の一括で、聖教及び文書とともに我が国における代表的な仏教、寺院資料及び武家文書として貴重であるということで、今回答申されてあります。

2番の重要文化財氷川丸ですが、概要を簡単に述べます。氷川丸は昭和5年に日本郵船株式会社が発注し、横浜船渠株式会社にて竣工した貨客船です。昭和35年の引退まで、主にシアトル航路に就航し、戦前・戦後の貨客輸送に従事しましたが、昭和16年からは海軍の特設病院等で、戦争の関係でも歴史を負った船でございませぬ。戦前期に多数建造された外航船の現存する唯一の遺存例として、近代交通史上、造船技術史上などに非常に貴重だということで、今回答申されてあります。

説明は以上です。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御質問等がなければ、議事日程に従い、請願等審査に移ります。2月24日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号113の請願書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

高倉施設部長

施設部長の高倉です。よろしくお願いいたします。

深谷台小学校・俣野小学校の学校規模の適正化につきましては、現在検討委員会で統合に向けた議論が進められる一方で、俣野小学校の一部の保護者の方から御理解を得られていない状況ですので、引き続き対話をしている状況でございます。そうした中で、2月24日付で教育委員会宛に俣野小学校・深谷台小学校を含む戸塚区の大正連合町内会地域の4つの小学校について、中長期的な学校の統廃合計画を示してもらいたいという請願が出されました。回答の考え方につきまして、学校計画課長から説明させていただきます。

須藤学校計画課長

学校計画課長の須藤です。よろしくお願いいたします。まず、今回の請願が提出された背景と、請願の主な主張について、御説明いたします。

現在、深谷台小学校と俣野小学校の統合について、保護者や地域の代表の方で構成する深谷台小学校・俣野小学校通学区域と学校規模適正化検討委員会で検討をさせていただいております。統合につきましては、2月22日に教育委員会が俣野小学校の保護者に対して、説明会を開催いたしました。当日の説明の中で、俣野小学校・深谷台小学校だけでなく、両校を含む戸塚区の大正地区にある4つの学校が、いずれも児童数が減少しているため、通学区域調整によっては学校規模の適正化を図ることができず、両校の統合が必要であることを説明しています。

これを受けての今回の請願の主張ですが、「今回の俣野小学校と深谷台小学校の統合の後、周辺校が小規模校化するとすると、その後も統廃合があるはずである。二度と我が子にこのような思いをさせてはいけないという思いから、大正連合地区の小学校統廃合計画について、中長期的な学校計画を示してほしい」というものです。また、22日の説明会では、「将来的に大正連合地区のほかの小学校も小規模化するのであれば、今回は俣野小学校と深谷台小学校の統合を行わず、ほかの学校も小規模化するまで待てば良い」などの御意見もいただいております。

請願の内容としましては、大正連合町内会自治会地域の学校計画を示すこととでございます。

回答の考え方といたしましては、横浜市では、横浜市立小中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針、平成22年12月策定ですが、これに基づき、小規模校、小学校11学級以下、中学校8学級以下は、適正規模、小中学校ともに12から24学級にしていくことが基本施策となっております。

また、文部科学省が平成27年1月に策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引においても、6学級以下の小学校については、「一般に教育上の課題があるが、児童数が少ない場合には特に課題が大きく、学校統合等により、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」と述べられています。

このため、俣野小学校及び深谷台小学校の適正規模化を御検討いただいております。大正連合地区のほかの学校、大正小学校、深谷小学校についても、今後児童数が減少していく見込みとなっておりますが、今回、俣野小学校及び深谷台小学

校が学校統合した際、両校に在籍している児童が義務教育を修了するまでの間に再び学校統合するという事は、現時点では考えておりません。引き続き、大正連合地区全体の児童数の推移を注視し、保護者や地域の皆様の御協力を得ながら、通学区域・学校規模の適正化に努めてまいります。

以上でございます。

岡田教育長

事務局からの説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

御意見等がなければ、受理番号113の請願書につきましては、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第66号議案及び教委第67号議案「学校運営協議会委員の任命について」は、人事案件のため、教委第68号議案「学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について」は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第66号議案から教委第68号議案までは、非公開といたします。議事日程に従い、教委第62号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

西野職員課長

職員課長の西野です。よろしくお願いたします。

第62号議案、「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」でございます。1枚めくっていただきまして、2ページになりますが、提案理由です。平成28年度の組織機構改革に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので、提案させていただきます。

この第62号議案の資料の一番後ろに、改正の概要をつけさせていただいております。紙1枚になっております。よろしいでしょうか。事務分掌規則の一部改正についてです。御承知のとおり、事務分掌規則につきましては、各課の職務内容等を規定しているものです。今回の主な改正項目といたしましては、学校支援・地域連携課の学事支援係を廃止いたしまして、総務課、職員課、東部学校教育事務所総務課に業務を移管することに伴う事務分掌の変更となっております。

学事支援係につきましては、学校の物品購入費や消耗品費などの学校必要経費の配当や、全学校の光熱水費の執行、あるいは学校事務職員の研修などを所管しております。これらをそれぞれ3課に移管することによって、学校関係予算の効率的・効果的な執行、あるいは職員課が学校事務職員の研修も所管することで、より効果的な人材育成を図っていききたい、こういった趣旨での機構改革となっております。

具体的には、戻りますが7ページを御覧いただけますでしょうか。こちらに新旧対照表をつけております。左下は指導部となっております。この中段くらいの学校支援・地域連携課にアンダーラインを引いておりますが、学事支援係、就学係、地域連携係の3係がございます。これを改正いたしまして、地域連携係、就学係の2係体制となります。この地域連携係、就学係の順番が入れ替わっておりますのは、庶務を担当する係を地域連携係が今後担うということで、この順番になっております。学校長や地域住民との連携も多く、より幅広い業務を担っております地域連携係が庶務担当として課の取りまとめを行うような形になっております。

15ページを御覧いただけますでしょうか。左側に学事支援係の業務内容が1号から、次ページの6号まで規定されております。教材・教具の整備、あるいは学校関係の予算の管理・執行、あるいは学校事務の審査・改善、学校事務に関する研修などがそれぞれ1号、2号、3号、4号についておりますが、予算関係につきましては総務課経理係、あるいは4号の学校事務にかかわる研修等については職員課のほうに、それぞれこの文言を移行しています。したがって、右側のほうは、新の中では空欄になっております。

こうした機構改革を行うことによって、繰り返しになりますが、効率的な業務執行等に努めていきたいと考えております。

もう一点の改正点につきましては、18ページを御覧いただけますでしょうか。こちらについては、一番下のほうですが、東部学校教育事務所の事務分掌規則が出ております。アンダーラインをつけておりますが、2号の「別表に定める小学校及び中学校（以下、管轄小中学校）」、これが旧の状態ですけれども、新たに「別表に定める小学校、中学校及び義務教育学校（以下、管轄小中学校等）」ということで、来年度から義務教育学校が設置されることに伴い、こういった文言に改正されます。これにつきましては、事務分掌規則の中では、方面別学校教育事務所にも関わってきますので、全て同様に改正しているという内容が主な改正点となっております。

そのほかにつきましては、文言の整理をしている程度となっております。

以上、提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問等がございますでしょうか。

今田委員

質問の前に議事進行上、熱心に傍聴に来ていただくのは有り難いのですが、小さなお子さんに「静かにして」と言うのは無理な話です。だから、静かにならないのであれば、そのときは席を外してもらおうということで、我々もこれだけ立派な資料を準備して、それに基づいて議論していこうというわけですから、少し議事進行上の指揮を是非、静謐な環境ということでお願いしたいと思います。

岡田教育長

私は余り気にならなかったものですから、申し訳ありません。

今田委員

いえいえ、ずっと辛抱していたのですが。

岡田教育長

状況に応じていろいろ考えたいと思いますが、今お子様は外に出られたので、大丈夫かと思えます。なるべく私はお子様連れでも傍聴していただきたいと思えますので、その辺はまた工夫を改めてさせていただくことにいたします。どうしても気が散るようであれば、また御示唆をいただきたいと思えます。

それでは戻りまして、今の所管課からの説明に対して、何か御意見・御質問がありましたら、お願いいたします。

西川委員 事務が滞らなければよろしいのですが。もちろんそういうことは分かっていると思います。7ページに学校支援・地域連携課がありますよね。その中の業務の中で、就学係というのがあるのですが、就学援助などもそこでやるのですか。

西野職員課長 そのようになっております。

西川委員 人数が減るとか、そういうことはないですよ。

西野職員課長 ございませぬ。

西川委員 増えているような話も伺っているので、事務が滞らないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

西野職員課長 こちらの業務の多さについては、我々も十二分に認識しておりますので、それを踏まえていつもやっております。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。
それでは、ほかに御意見がなければ、教委第62号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第63号議案「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について」、所管課から説明いたします。

西野職員課長 引き続きよろしくお願ひいたします。
第63号議案でございます。1ページめくっていただき、裏面の2ページに提案理由をつけております。義務教育学校の設置に伴い、関係規定の整備を図り、横浜市教育委員会の任命に関わる再任用職員の一部について、勤務時間を変更する等のため、横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正したいので、提案させていただきます。

こちらにつきましても、最後のページに改正の主な項目を、紙1枚で付けさせていただきます。よろしいでしょうか。主な改正項目といたしまして、事務局に勤務する再任用職員の短時間勤務への変更による勤務時間の追加がございます。もう一つが、先ほどと同じように、義務教育学校設置に伴う文言の整理ということで、関係規定の整備を行っております。

1つ前のページ、6ページですが、この別表3、これは第5条関係です。こちらにつきましても、事務局に勤務する再任用職員の勤務時間を定めている条文となっております。この中の別表で、従前ですと、甲乙丙ということで、再任用職員の甲乙につきましても、勤務時間は7時45分から4時半、あるいは8時半から5時15分で週4日勤務というような形で、日曜日、土曜日以外に、月から金の中

でもう一つ定めた日を、勤務を要しない日としております。このほか、短時間と
いっておりますが、週5日勤務いたします。ただ、勤務時間につきましては、8
時半から3時45分までという勤務形態を従前はとっておりました。

これに加えて、再任用職員として雇用している職員の業務内容から見て、
今回新たに午前10時から午後5時15分までということで、夕方にシフトした時間
帯を設定することといたします。これにつきましては、この職員の職務が非常に
学校と密接な関係のある業務でございますので、このため、問い合わせ等につま
まは、どちらかといいますと始業時間よりも授業等が終わった後に、非常に来
るといって、こういう勤務時間帯を設置させていただきました。

また、前のページを見ていただけますでしょうか。5ページになります。こ
ちらにつきましては、やはり用務員、給食調理員等の再任用職員の勤務時間を規定
したものです。これは、時間等の変更は行っておりませんが、先ほどと同様、校
種別の中に小学校、中学校に加えて、義務教育学校を加えたものとなっております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問等がございましたら、お願い
いたします。

よろしいでしょうか。特に御意見・御質問がなければ、教委第63号議案につ
いては、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第64号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」、所
管課から説明いたします。

長谷川指導部
長

指導部長の長谷川です。よろしくお願いいたします。

では、教委第64号議案、1ページを御覧ください。新規に学校運営協議会を設
置する学校の指定について、御審議をお願いいたします。

ページをおめくりいただきまして、裏面2ページを御覧ください。提案理由で
すが、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定
に基づき、岸谷小学校ほか10校を、学校運営協議会を設置する学校として指定し
たいためでございます。

右側の3ページを御覧ください。対象校ですが、岸谷小学校、東台小学校、浦
島小学校、大岡小学校、能見台小学校、小机小学校、飯島小学校、緑園東小学
校、城郷中学校、中川西中学校、霧が丘義務教育学校、以上、小学校8校、中学
校2校、義務教育学校1校、合計11校11協議会でございます。

指定日ですが、平成28年4月1日になります。そして、平成31年3月31日ま
での指定となります。各校の申請概要につきましては、指導企画課長より説明させ
ていただきます。

三宅指導企画
課長

指導企画課長の三宅でございます。

各校の申請概要について説明いたしますが、11校の新規指定校がありまして、
時間の都合もあるため、各校の設置のねらい、委員構成、組織の3つの項目につ
きまして、特徴的な部分を御説明いたします。小学校、中学校、義務教育学校の

順番で説明いたします。

まず、5ページを御覧ください。岸谷小学校、大島宏二校長でございます。岸谷小学校は、学校運営協議会の設置のねらいを、人や近隣校などの豊富な地域資源をより効果的に学校運営に生かしていくこととしております。

6ページでございます委員の構成では、全家庭がPTAに加入しているため、保護者代表はPTA会長のみの1名、学識経験者には近隣の大学、高校、中学、保育園の代表4名が加わり、幅広い人材から意見がいただけるようになっております。組織は協議会内を3つに分け、それぞれの専門委員会が学校生活支援、地域連携、学習支援を担当するようになっております。さらに、児童相談所や療育カウンセラー、小中ブロックの専任教諭が連携協力者として明記されているのが特徴として挙げられます。

続いて、資料の9ページを御覧ください。東台小、長谷川絹子校長でございます。東台小は、児童数の増加に伴い、更なるきめ細やかな指導を地域全体で行い、広い視野を持った子供の育成を設置のねらいとしております。

10ページでございますように、1000名近い児童を地域ぐるみで育むため、委員構成の中で地域住民が8名と、多くなっております。東台小も協議会内を3つの組織に分け、学校運営、地域連携、教育活動のそれぞれをサポートするようになっております。

続いて、13ページを御覧ください。浦島小、平本正則校長でございます。浦島小は、教育に専門性を持ち、さまざまな分野に精通した人材を、よりの確な学校支援や学校評価に生かしていくことを設置のねらいとしております。

14ページにあります委員構成では、高い専門性を持った学識経験者を6名と多くして、さまざまな教育課題に的確に対応し、改善し、これからの時代の変化を見据えた創造的な教育を展開できるようにしております。浦島小の学校運営協議会組織は、まちとともに歩む学校づくり懇話会、PTA、学校開放委員会という既存の組織と、連携・担当する3つの専門部会が設けられております。今までにそれぞれの既存の組織が行ってきた学校支援をこれからも十分に生かすことができる組織構成となっております。

続きまして、資料17ページを御覧ください。大岡小、相澤昭宏校長です。大岡小は、創立143年の伝統に基づいた地域の力を学校運営に直接参画させることをねらいとしております。

委員構成は18ページでございますが、これまでも様々な方面からの学校支援を受けているため、地域住民5名、保護者3名、学識経験者3名とバランスを取り、今後も幅広い方に支えていただける構成となっております。今回の新規指定の際は12名で協議会を発足させ、活動をする中で学校運営協議会の活性化に貢献できる人材を見極めた上で委員を増やしていく計画でございます。組織は協議会内を地域連携、教育活動、生活向上を担当する3つの専門委員会に分け、地域の教育力が学校運営に直接反映できるように、下部組織が連携するようになっております。

続きまして、21ページを御覧ください。能見台小、山崎信也校長でございます。能見台小は、地域の教育力を生かした学校運営を展開していく上で、学校と地域をより連携させることをねらいとしております。

22ページの委員構成でございますように、地域住民が多くなっておりますが、これは地域に根づき、地域に広がるコミュニティースクールの実現をねらいとし、委員に様々な立場の地域住民が加わったためでございます。同校も協議会内を3つの組織に分け、地域連携、学習支援、生活支援を担当するようになってお

ります。

続きまして、25ページを御覧ください。小机小、田代千佳子校長でございます。小机小は、自然、歴史、福祉など、町に溢れている学習教材や地域の教育力を学校運営に生かしていくことをねらいとしております。

26ページの委員構成でございますように、地域の方からより一層の理解を深め、開かれた信頼される学校づくりを目指しているため、8名の地域住民が委員となっております。また、今回設置申請している学区域の城郷中学校と互いの校長が学識経験者に指名し合い、小中連携のより一層の推進も可能としております。小机小も協議会内を3つの組織に分け、学校・地域力活用、地域コミュニティ、教育活動サポートを担当するようになっております。

続きまして、29ページを御覧ください。飯島小学校、尾上伸一校長でございます。飯島小学校は、2年後の創立50周年を契機として、コミュニティ・スクールとなった学校と地域が共存・共栄していくことを設置のねらいとしております。

30ページにある委員構成ですが、学校創立と同時に建設された飯島団地に住む住民と、新たに建設されたマンション等に住む住民が混在している地域のため、それぞれの立場から御意見がいただけるように、地域住民8名が委員となっております。また、創立50年を推進する組織の委員長も加わり、学校と町全体が発展していけるような組織になっていることが特徴でございます。さらに特徴的なのは、協議会自体に地域交流室チームひまわりという名称をつけ、組織を地域連携行事、防犯・安全、学習活動、学習環境整備の4つの専門委員会に分けております。それら4つの委員会が既に様々な支援を行っている諸団体の運営母体となつて、さらに連携強化を図る仕組みが考えられております。

続きまして、33ページを御覧ください。緑園東小学校、副島江理子校長でございます。緑園東小学校は、層の厚い地域の教育力の活用と学校と地域の連携・協働を推進するためのコミュニティ・スクールの実現をねらいとしております。

34ページでございますように、通学区域が泉区と戸塚区にまたがっていること、緑園東小と緑園西小を統合し、小中一貫校の開校を検討している地域であることから、各地域からのそれぞれの代表9名に協議会委員を務めていただく計画でございます。協議会組織を教育活動支援委員会と地域学校協働委員会の2つに分けていることが特徴となっております。これは、学校教育活動の充実と、学校を中心とした活力あるまちづくりを実現させるために考えられたものでございます。

続きまして、中学校の説明をいたします。資料37ページを御覧ください。

城郷中学校、中込千明校長でございます。城郷中は、学校と地域の信頼関係を一層深め、生徒の健全育成を推進することをねらいとしております。

38ページにありますように、委員構成の特徴は、小中一貫教育推進ブロックの小机小と城郷小の校長に学識経験者として入っていただいていること、生徒の健全育成の実現のために主任児童委員に入っていただいていることです。城郷中は協議会内を3つの組織に分け、学校運営、地域活動、教育活動をサポートするようになっております。様々な活動を実行する下部組織の保護者や地域住民と学校をつなぐ役割を担い、支援が効果的になるように考えられております。

続きまして、41ページを御覧ください。中川西中学校、平川理恵校長でございます。中川西中は、市内中学校で生徒数が最大1070名であるため、より一層の小中連携を推進していくこと、学校が核となるコミュニティの形成をねらいとしております。

42ページの委員構成でございますが、学識経験者には日本や海外の教育事情に

も詳しい外部有識者が加わり、小中一貫教育推進ブロック内の4小学校長も委員となっていることが特徴として挙げられます。これにより、学校運営協議会の進むべき方向性を見定めること、小中一貫教育の更なる推進が図れるように考えられています。中川西中は、今回の設置申請校の中で唯一協議会内を専門委員会に分けずに、委員全員が全ての課題を共同して考え、学校運営当事者として関わることができるようになってきていることも特徴でございます。

続きまして、45ページを御覧ください。霧が丘義務教育学校、酒井徹校長でございます。霧が丘義務教育学校は、義務教育学校としての課題を学校運営協議会とともに解決していくことをねらいとしております。

46ページの委員構成にありますように、今年度まで小中一貫校に設置されていた学校運営協議会が様々な形で学校運営に関わってきましたが、その実績に基づいて、今回の義務教育学校移行に際しても、これまでの委員に継続していただく計画でございます。義務教育学校としての開校に伴い、様々な課題が生じることも予想されますが、協議会で喫緊の課題について熟議し、解決を目指します。また、今回の申請では、委員は14名となっておりますが、開校後に義務教育学校にふさわしい学識経験者を検討していく計画でございます。霧が丘義務教育学校は、協議会内を3つの組織に分け、学校評価、防犯防災、教育活動支援を分担するようになっており、それぞれと連携・協力する下部組織と協議会が確実につながるように考えられています。

最後に、運営協議会会則について説明いたします。今回、新規設置を申請している11校は、これまでの設置校同様、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に沿った会則となっております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。小学校8校、中学校2校、義務教育学校1校の新しい学校運営協議会設置の申請です。御質問等がございましたら、お願いいたします。

坂本委員

今まで何度もやってきましたので、私が記憶していなければいけないことなのですが、改めて伺います。これだけたくさんあると、特徴のあるところを言うていただくのは非常に面白いのですが、最後に学校運営規則に適合しているというお話がありましたけれども、まずは学校運営規則の必要最小限の条件は何かということと、それからメンバー構成の必要最小条件は何かということをお話していただけませんか。あとは、それを満たしていて、バリエーションがいろいろあるという御説明だったと思います。読めば分かるのですが、箇条書きで重要な点だけ教えてください。

三宅指導企画
課長

分かりました。それでは、49ページに横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則がございます。その中で、第2条に、「協議会は、学校運営に関して横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任のもと、保護者や地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする」ということで、これが趣旨でございます。この趣旨に沿っているかどうかということが一番大事かと思っております。

それと、委員の構成につきましては、第4条、「次の各号に掲げる者のうちか

ら、教育委員会が任命する」ということで、地域住民、保護者、学識経験者、前各号のほか教育委員会が適当と認める者ということで、それぞれの地域によって、先ほど御説明させていただいたように、人数は若干差はあるのですが、ある意味その地域の実態に応じてバランス良くということで、構成されていることが大事だと思います。

坂本委員

分かりました。ここに書いてあることはよく分かりますが、要するに、目的は学校と保護者、地域住民との信頼関係を含め、一体となって学校運営を改善するという事ですね。いろいろ見ていると、かなり広い目的を持って設置されているところがあるので、広いことを良いと考えるのか、大事な目的に集中してやるべきではないかというのと、両方考え方があると思うのです。やはり非常に大事な機関として作られているので、学校運営の改善、児童生徒の健全育成に集中してもらうのが私は一番良いと思います。余力があればいろいろやっても良いですが、なかなか今は余力がないと思いますので、そういう意味で、メンバーもそれに集中するとか。

それから、ここには書いていないのですが、「各号のほか、教育委員会が適当と認める者」の中に必ず校長先生を入れるというのはありまして、それはみんな入っているのです。私も見た限りは入っているようです。

ですから、逆に適合している者があれば、あとは何でも自由だとするのか、これは地域の自由を許した方が良いということもあると思いますが、作った目的である子供の事について今はできていないので、作った目的にきちんと、なるべくそこに集中してもらうというような指導をするのか、その辺はどうなのでしょう。

三宅指導企画
課長

御指摘のとおり、やはり原点としてこの趣旨というものを第一にとらえて、私たちが支援していきたいと思います。

坂本委員

全部そうなっているのですか。かなり広いものもありますよね。

三宅指導企画
課長

設置のねらいとして広くとらえている学校もあるかと思いますが、基本は目の前の子供たちのために設置するというスタートで始まっているととらえております。

坂本委員

基本はそういうことで始まっているので、だんだんいろいろなことをやるのは良いと思うのですが、まだまだとてもそんな段階ではないと思うのです。ですから、なるべく基本のところに集中して、興味を持っている方の関心を遮ることは無いと思うのですが、やはりその学校ごとの協議でウエートが移ることがあるのですよね。特に、さっき何か地域の何とか教育をどうとかと書いてありましたが、ああいうのは少し広過ぎないかと私は思いました。これを直す必要はありませんが、今本当に子供が大変な時期なので、本当に必要なことに全力を傾注して、そのために本当に必要なメンバーを入れるように、見ているとメンバーでも「こんな方が必要かな」と思う方が何人かありました。それはいちいち言いませんが、それを是非お願いしておきたいと思います。

三宅指導企画
課長

分かりました。

岡田教育長	ほかには。どうぞ。
間野委員	質問です。霧が丘義務教育学校ですが、前期課程と後期課程を合わせて約1000名の非常に大きな学校になります。義務教育学校になるので、例えば運動会なども大規模に一緒になってやるとか、いろいろな行事を一緒にやっていくようなこともたくさん出てくるのではないかという気がしたときに、14名で足りるのか、もう少し増やしてほしいという要望はありませんでしたか。
三宅指導企画課長	現時点では、校長先生の考えとしては、まず14名でスタートさせたいと聞いております。
間野委員	今後、そこら辺はよく聞いていただいて、場合によっては規則を改正して、少し定員を増やせるように、マンパワーがいるようなこともありそうな気がしますので、委員の定数が15名だからということではなくて、実情に応じていろいろ聞いていただければと思います。
三宅指導企画課長	ありがとうございます。分かりました。
岡田教育長	どうぞ。
長島委員	先ほどから出ているのですが、協議会のメンバーについて、かなり差がありますよね。地域住民の方がとても多くて学識経験者が1名、2名程度であったりとか、学識経験者の方が大変多くて、その中にも多分地域の小学校の校長先生であったり、地域のことをよく分かっている方が入っているところもあるかと思うのですが、そうではない学識経験者の方が多かった場合、地域の方であるかどうかという確認というか、そういう認識はあるのでしょうか。地域に住む学識経験者なのか、全くそうでないのかということです。
三宅指導企画課長	確認はしております。
長島委員	されているわけですか。そうすると、おおむね外の方と地域の方と、どちらが多いのですか。
三宅指導企画課長	学識経験者につきましては、外の方が多いかと思えます。
長島委員	分かりました。地域・学校によって、運営協議会によって、そのような方々にお声がけしたりお願いできたりするところもあるのですが、そうではないところもあるかと思えます。やはり地域性であったりとか、立地であったりとかというところで、事務局としてそういう案内ができるような、「学識経験者にはこういう方もいますよ」とか、「地域ばかりに偏らないで」などのアドバイスもできるような状況が必要だと思えます。その辺はいかがでしょうか。

三宅指導企画課長	大学連携等も進めている中で、そういった情報提供、そのほかその地域の校長先生が「学識経験者としてこういう視点からの意見が欲しい」という聞き取りをして、紹介するという事も進めていきたいと思っております。
長島委員	是非いろいろな形、いろいろな声と、またその地域を大切にするという点をうまく融合して、構成員が組まれるように、事務局としてアドバイスできる状況が必要だと思っておりますので、その辺をよろしくお願いします。
岡田教育長	ほかにはよろしいでしょうか。
今田委員	規則が平成17年、法律があつて規則ができて、それで今140校ぐらいになるのですか。
長谷川指導部長	今136校118協議会です。
今田委員	<p>いろいろな学校が持つ課題みたいなものがあつて、もう少し地域の力を借りようということで法律改正があり、それを踏まえて規則ができました。しかし、一方で、それぞれの学校では、これまでの様々な経緯があつて、特に人事の問題などに対して運営協議会から言われるのは、必ずしも賛成しないということとか、いろいろな要素があつて、京都などは多くの学校にできているようですが、なかなかそれぞれの地域性みたいなものがあつて進まないということも聞きます。元々まちにコミュニティみたいなものがあつたりしますから。この制度ができて、一方で、その制度があることによってかなりプラスの部分も出てきているだろうし、やっていく中でやはりもう少しこのようにした方が良いというものもきっとあるのだろうと思つています。</p> <p>今の坂本先生のお話の中にありましたが、運営の改善や児童生徒の健全育成ということで、これは大きく、幅広く書いてあります。だから、これがうまく機能しているところ、それでも500校あつて、なかなかまだまだ増えないのは、制度に何か問題があるのかも知れません。既存のもので、必ずしもこういうものを作らなくてもいい、第2期の振興基本計画の中でも様々なやり方があると、各学校で活性化の方法があるということでとらえているのですが、事務局として、この運営協議会の在り方はどんなものが良いと、現時点で総括しているのか、その辺を教えてもらえると有り難いと思つています。</p>
三宅指導企画課長	<p>実は、この後再指定の中で、今まで指定していた学校の成果と課題ということをお話しさせていただくのですが、今、国の学習指導要領の新しい考え方として、社会に開かれた教育課程と言われております。そういった意味からも、私たちとしてはより一層この学校運営協議会を進めていきたい、やはり社会の力を借りて、地域ぐるみで子供を育てて、先ほどの原点である趣旨の部分にもう一度迫っていききたいと思つております。ただ、やはり各校それぞれの現状の中で、成果もありますけれども、課題も若干あるようでございますが、私たちとしてはより一層推進していききたいと思つております。</p>
今田委員	分かりました。

岡田教育長

ほかにはよろしいですか。

坂本委員

私が伺おうと思ったことも、今田委員がおっしゃったことで9割は同じことでした。私はもう一つ、すみません、余計なことを聞きます。やはり今まで136校118協議会ですか、それが大まかに言って、例えば3段階、4段階でいいですが、この趣旨からいってうまくいっているところ、まあまあのところ、困っているところ、こういうことは今田委員は思っておられてもお聞きにならないので、私が聞くのですけれども、大まかでいいので、どんな感じかと思います。要するに、3つか4つに分けて下の方にあるところの問題が、これから新しくできるところを邪魔しているということはあると思うのです。うまくできるところだけだったら、みんなどんどんやりますから。だから、問題をもう一つ掘り下げると、どのようなことになるのでしょうか。そこは一言では言いにくいかもしれませんが、感じを教えてください。

それからもう一つ、私は最初から気になっていたのですが、先生の人事権について、具申できることになっていきますね。そういう具体例はあったのかなのか、教えていただければと思います。

その2点です。2つ目は一言で済みますが、前の方は説明いただきたいと思えます。

三宅指導企画
課長

まず全般的な感覚ということで、私はおおむねうまくいっていると思っております。ただ、やはり課題ということで行くと、これは地域を巻き込んでということですが、その地域との連携というような部分で言えば、時間的なことにもなるのでしようが、なかなか連携を進めたいと思っても、学校が当初計画していたとおりに、なかなか地域を巻き込んだ活動ができないという部分は、課題としてはあるようです。

それで、具申につきましては、数字で何件というのは手元にないのですが、上がっていると聞いております。

坂本委員

あるのですね、分かりました。

前の方で、課題は分かるのですが、大まかに分けるとどんな感じになっていきますか。やはりそれはしょっちゅうチェックしていかないといけないと思うのです。次のことをするとき過去のことをどうなっているかということはチェックしていかないといけないと思います。正式な、きちんとした数字はいりません。

長谷川指導部
長

今、学校運営協議会の設置も再指定、再々指定と継続して指定されている学校もございます。その中で、やはり校長先生が変わった学校とか、その時期とか、あるいは何年かやっている中で、先ほど御指摘いただいたような地域との関係づくりで少し課題が出たりということが起きたときには、アフターケアという部分で、方面教育事務所と連携いたしまして、学校担当の指導主事がございますので、そこと連携を図りながら、学校の校長先生の支援、学校運営の支援という形で関わっております。

ただ、今おっしゃったように、何段階かというところについては、きちんと何段階というものはないのですが、校長先生の異動の時期というのは大切に支援しております。

坂本委員

分かりました。

これ以上今お聞きしても、とは思いますが、やはり、これから推進していくときには、そこをしっかりと分析しないと、「ほかのところもやっているからやらなければいけないかな」という風潮が増えていくといけませんので、やはり功罪をはっきり、こうやればうまくいくし、こうやればうまくいかないところもたくさんあると、だから軽々に作ってもうまく運営できるかどうかは分からないし、そこはきちんと見極めてやるという、そろそろ今500校の3分の1ですよ。だから、そのくらいの厳しい反省なり分析なりをやらないと、峠をなかなか越えないと思います。以上です。

西川委員

すみません。いろいろとこの学校運営協議会の設置についての効果が出ているという話も伺っております。ただ、学校を回ってみますと、地域にもよると思うのですが、とても大きな地域であっても、名前は違うのですけれども、2つのところをドッキングして、1つの組織にしている、そこには警察も入れるような状況の組織を作っているところもあるのです。これは平成17年に制定されたのですよね。ですから、少し良い取組をやっているところについては、「こういうのも良いのかな」と取り入れるような改定というか、その辺の余裕を持たれた方が良いのかも知れないと感じています。以上です。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、規則を制定して10年が経過いたしました。規則の改正も含めて、これまでの状況をもう少し分析し、このままで良いのかどうかという議論をまた改めてさせていただきたいと思います。

今回、新たに申請があった部分につきましては、少し範囲が広過ぎる運営協議会があるのではないかと御指摘がありましたが、多分設置のねらいの書き方なのではないかと、私は今見ておりました。新しいところがスタートするとき、母体があれば良いのですけれども、母体がない場合にはもう少し集中したところから進めていく方が良い場合もあるということ念頭に、御指導いただくということで、今回新しい8校、2校、1校の協議会については、原案のとおり承認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認いたします。

次に、教委第65号議案「学校運営協議会を設置する学校の再指定について」、所管課から説明いたします。

長谷川指導部長

では、続きまして、教委第65号議案の1ページを御覧ください。「学校運営協議会を設置する学校の再指定について」でございます。

ページをおめくりいただきまして、裏面2ページ、提案理由でございます。横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の第3条の規定に基づき、西寺尾小学校ほか27校を、学校運営協議会を設置する学校として再指定したためでございます。

右側の3ページを御覧ください。再指定をする学校ですが、西寺尾小学校、本牧南小学校、井土ヶ谷小学校、南小学校、日野小学校、相武山小学校、権太坂小学校、上川井小学校、釜利谷南小学校、並木中央小学校、荏田小学校、南戸塚小

学校、西本郷小学校、瀬谷さくら小学校、岩井原中学校、港中学校、富岡中学校、あかね台中学校、谷本中学校、荏田南中学校、松本中学校・三ツ沢小学校・南神大寺小学校ブロック、根岸中学校・根岸小学校ブロック、青葉台中学校・青葉台小学校・榎が丘小学校ブロック、以上小学校14校、中学校6校、合同3ブロックでございます。計28校23協議会でございます。

指定日は、平成28年4月1日で、平成31年3月31日までの指定となります。再指定の申請概要につきましては、指導企画課長より説明させていただきます。

三宅指導企画
課長

それでは、再指定の申請書につきまして、昨年度より学校の負担軽減等を考慮した新しい申請様式となっており、申請書と実施報告書で構成されております。提出された申請書につきましては、お手元の資料の7ページ以降にありますので、御確認いただきたいと思います。

ただ、本日につきましては、お時間に限りがございますので、5ページと6ページの資料を使って、私から説明させていただきます。

それでは、5ページを御覧ください。再指定校の学校運営協議会設置申請の概要でございます。再指定校から報告されましたこれまでの主な成果と課題を、学校運営協議会の設置のねらいに沿って整理したものでございます。各校から上げられました様々な成果や課題から、比較的多く取り上げられた成果と課題を報告いたします。

なお、6ページに各校の学校運営協議会を設置した成果についての概要を整理した資料を載せております。

それでは、5ページに戻っていただきまして、成果は学校の活性化、地域連携の強化、教職員の意識改革の3点でございます。

まずは、1点目の学校の活性化でございます。学校が気付かない様々な視点や専門的な見地からの教育活動の現状分析や提言をもらったり、学校関係者評価者としての機能が効果的に発揮されたりして、学校が活性化されたということが挙げられております。

例えば、お手数ですが、34ページ、瀬谷さくら小学校です。こちらには「学校評価の状況や結果を踏まえた協議により、教育活動の改善が図られた」とあります。また、少し飛んでしましますが、52ページでございます。青葉台中学校ブロックでございますが、こちらからは「各学校の課題を共有し、小中学校9年間を見通した協議になった」という報告があり、いずれも学校の活性化が成果として挙げられているということでございます。

お手数ですが、また5ページに戻っていただきまして、成果の2点目でございます。地域連携の強化についてでございます。子供の学びの姿を具体的に見てもらうことで、教師の思いや子供の願いなどを共通理解してもらうことができたというものでございます。

例えば、12ページでございます井土ヶ谷小学校でございます。こちらでは「地域教材を教科の指導に生かすことができた」とあります。また、恐縮でございますが、20ページでございます。権太坂小学校からは、「学校の教育活動や指導状況について理解が深まり、協力意識が高まった」という報告がございました。学校長や教職員だけでなく、学校運営協議会を通して保護者・地域と連携が図られ、教職員の負担軽減にもつながったと報告されております。

また5ページに戻っていただきまして、成果の3点目でございます。教職員の意識改革でございます。改善の視点だけではなく、教職員の努力や子供の活動など、学校の良さを見つけて学校を後押しするなど、教職員のモチベーションを上

げることができたというものでございます。

具体的な例といたしましては、40ページ、富岡中学校でございます。富岡中学校からは、「授業とは違う生徒の姿を見て、活発な生徒の姿を褒められたなど、学校運営協議会の協議内容に授業中、学校行事、登下校中における教職員や子供の姿が話題にされ、学校が元気になった」ということが挙げられました。

また、お手数ですが5ページに戻っていただきまして、次は課題でございませぬ。課題は3点挙げさせていただきます。

1点目でございます。学校運営協議会の組織と学校組織がより一層連携できるように、学校運営協議会の組織の見直しや協議会の内容を検討していく必要があるということが挙げられております。

また、2点目といたしまして、地域とともにある学校の在り方について、学校運営協議会内でより具体的に共有する必要があるということが挙げられております。

また、3点目でございますが、学校、地域コーディネーターとの関わりを密にしながら、地域をより広い視野でとらえる機会を設けることがより大切であるということが挙げられております。

いずれも4分の1から3分の1程度の協議会が挙げており、事務局としても課題解決のために支援をしてまいりたいと思っております。

続きまして、項目の大きい2番、再指定校に期待する今後の取組についてでございます。大きく2点でございます。

1点目は、課題の1番目と2番目に対応いたしまして、授業公開等の機会を有効に活用したり、子供の教育活動を見る機会を増やしたりすることで、学校運営協議会の協議内容の充実を図り、学校運営協議会の質の向上を推進するということです。例えば、協議内容に係る教職員や協議で話題になりそうな子供がオブザーバーとして参加し、委員に直接的に意見表明できるようにするなど、既存の取組にとらわれない協議会の在り方を考えるということも挙げられております。

また、2点目でございますが、課題の3点目に対応いたしまして、学校運営協議会の取組や成果等について、学校、地域コーディネーターなどと協働し、きめ細かに発信し、地域の幼稚園、保育所などの他の機関や小中ブロック内の学校、地域住民との連携をさらに推進していくというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問・御意見がありましたら、願いたします。どうぞ。

間野委員

再申請の年に該当する学校なのですが、再申請していない学校はあるのでしょうか。

三宅指導企画
課長

ありません。

間野委員

これまでもそういう学校はないのでしょうか。

三宅指導企画
課長

ありません。

間野委員

分かりました。確実に積み上がっていて、ロスはなしということですね。

今田委員

今課題ということで、三宅先生がおっしゃったところを素直に見ると当たり前のことが書いてあって、結局できたけれども、余り意識の上で活性化が図られていません。私も学校現場に行っているいろいろなことに、校長先生以下の意欲というか、認識みたいなもののずれを感じます。学校運営協議会を設けようとする、正直なところ、いろいろなところと話し合いもしないといけない、手間暇もかかるということなのかも知れませんが。しかし、そのことによって、一方では学校が活性化し、かなり学校も助かる部分がたくさんあるはずで、そういうことのプロパガンダみたいなものを、かなり一生懸命やっているとは思いますが、そこをもう少し成功事例というか、この間の坂本先生のお話でも大中小か上中下かありました。学校運営協議会によって助かっているところがあるということやうまくプロパガンダすることによって、地域によっては校長先生と地域との意識のずれ、その地域の中にも人間の社会ですから、いろいろうまくいかないようなところもあるのですが、最上位概念として学校が活性化する、結果として子供たちにいい教育がなされるというところへ焦点を置くと、その下のごちゃごちゃは置いておいて、そのためにということになります。それはやはり学校のリーダーの意欲や情熱みたいなものをかき立てるような、「そうだな」と思わせるようなものを、所管課がこれからも少し力を入れていただくことが大事ではないかと思えます。よろしくお願いします。

三宅指導企画
課長

指定した学校の先生方が全員一堂に会して、情報交換会や成果報告会ということやこれまでもしてきました。また、学校運営協議会だよりというものも作っているのですが、御指摘のように、やはりまだまだ130幾つですので、進めていかなければと思います。また、繰り返しになりますが、これから社会に開かれた教育課程という考え方に基づきまして、進めていきたいと思えます。

坂本委員

最後に言うと、皆さんがおっしゃったことのもう一つ厳しいことを言うみたいで、私ももっと柔らかいことを言いたかったのですが、それはそれとして、1つは一番最初におっしゃった再指定の申請の申請の申請が簡便化されたというのは、大変良いお話を伺いました。そうやって一つひとつ労力を省いていかないといけないので、御努力を多とします。

本題に入りますと、私が見間違えているのかもしれないのですが、これは指定してから期間が3年ですか。だから、要するに、その3年間にどういう飛躍的な第1歩を遂げたか、第2歩を遂げたか、それが成果だと思いのです。だから、むしろ初めてのところは指定したときと今と、何が変わったかということが成果だと思いのです。それから、例えば2回目であれば、1回目のときと比べてこんなに変わったと、それから2回目に再指定したときに比べてもこれだけ変わったと、もっとフィジカルに言うと、縦の成果を見るべきだと思いのです。

だけど、ここに書いてあるのを見ますと、「何とかの会合を開いたら、みんなが来てくださって、その会合の意義を褒めてくださった」とか、それはまさに横なのです。そのときに何かをやったら、その反応がどうだったかという。それはそれで大切だと思いののですが、その積み重ねが3年間でどのように協議会があったかないかによって学校運営が違ったかと、そこを説得しないと、協議会の成果にならないと思いのです。

	<p>どうして平成27年度だけの成果をとったのか、私はよく分からないのですが、普通だったら3年間の成果で、3年前と今とどう変わったか、山登りでいうと、1合目が2合目になったかということではないかと思います。私の資料の見間違いだったらごめんなさい。</p>
三宅指導企画課長	<p>これは平成27年度の成果ということで書かれているものですので、先生がおっしゃるとおり、3年間を通してということではないということです。申請の様式を変えた時点でそこまでしっかりと考えるべきだったと思います。</p>
坂本委員	<p>皆さんもよく考えておっしゃったのだと思いますが、これだと何かを開いたらどうだったということ報告しているだけなのです。これを成果とは普通は言いません。その辺でいろいろなお考えのずれがあるのか、私の高望みなのかは分かりませんが、その辺をもう少し成熟した評価をする意味で、成果をとっていただきたいと思います。</p> <p>そうかといって、3年間あるから、平成25年度の成果、平成27年度の成果、平成28年度の成果をとっても意味はないのですよ。「そのときに何を開きました。そうしたら誰かが何かを言いました。褒められました。次のときも何か違うことを開きました。そうしたらそのときにこんなことがありました」、そういうものを出しても意味がないのです。トータルでどうなったかということで、校長先生がどれだけ運営しやすくなったかということだと思います。もしピントが違っていたらすみません。</p>
長谷川指導部長	<p>ありがとうございました。御指摘いただいた点、縦の成果という部分もしっかり踏まえて、取り入れていきたいと思っています。</p> <p>この成果と課題については、学校運営協議会を設置している学校の全てに毎年こういうような形で出させていただいています。それで、少し再指定の資料を負担軽減という形で、その年に出していただいた成果と課題を活用しながら再指定の資料と申請にと考えていたもので、坂本先生に御指摘いただきました視点については、また考えておきたいと思っています。ありがとうございました。</p>
坂本委員	<p>負担が増えないことを前提に、うまく考えていただきたいと思います。</p>
岡田教育長	<p>どうぞ。</p>
長島委員	<p>後の協議会委員にも関わることなのですが、やはりそこでメンバーが変わっているのかとか、そういうことも活性化されたのかとか、先ほど言ったように、学識経験者や地域の人々がそのままなのかということも、重要だと思うのです。3年間の結果、もっと外部を入れた方が良かったとか、もっと地域の方のお話を聞けば良かったということが、再任される新たな方々と一緒になって初めて結果が分かることもあるかと思うので、ここにやはり再任とか新規というものがあると、私たちにとっては良いと思います。</p>
岡田教育長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
西川委員	<p>視点なのですが、今のところ10年間やってきてこういう結果が出てきたと、良い方向に動いていると思います。ただ、再指定に期待する今後の取組のところ</p>

で、私も考えていたところではあったのですが、地域の幼稚園とか保育園とか、特に小学校の学校運営協議会には、私はこれから特に必要ではないかという気がします。ですから、そういうところも視点に入れていただけると、うまく学校の経営につながるのではないかと思いますので、是非その辺も考慮していただけたらと思います。

今田委員

いろいろなことを言われて、学校運営協議会は作るのも大変だけど、説明するのも大変だということにならないようにしていただきたいです。先生においても学校運営協議会は大変大切な、意義深いものだと思います。正直な話、予算も増えない、いろいろなものがプラスにいかない中で、地域の力をうまく学校の中で一体になってやっていこうという、非常に前向きな話ですから、ここで少々いろいろなことを言われても、プロとして是非頑張って、積極的に取り組んでいただきたいと思います。良い意味でのエールを私は送りたいと思って、申し上げました。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、再指定のところですけども、まず成果の共有ができるような工夫をとということでしたので、それは改めて協議会だよりなどで良い成果をそれぞれが共有できるような工夫をさせていただきたいと思います。もう一つ、再指定にあたって成果の見せ方と言いますか、見方が単年度評価ではなかなか分からないというお話もありましたので、これは新たな様式を作らず、このまま応用したのでこういう結果になってしまって申し訳ないのですが、3年分つけるとということもあるのですけれども、成果の見方と成果の表し方を、この再指定に合わせてどのように作るかということも研究させていただきたいと思います。

いずれも再指定のところは3年前の年度を見ますと、やはり一步一步前進はしていて、平成27年度のものしか出ていなくて申し訳なかったのですが、3枚合わせて見ると、協議会の意味があったと感じるところがたくさんあるので、余りいろいろな資料を出させることは、私は難しいと思うので、やり方を工夫させていただきたいと思います。御懸念の成果が出ていない協議会はありません。ただ、成果の濃淡は多少あります。薄いところについては、その薄かった事柄について、この次どうしていこうかということにはもう具体的なサポートが始まっていますので、それはまた次の指定のときにしっかりとお伝えしたいと思います。

坂本委員

3年目の方には1年のものを出さなくて良いと言え良いのではないですか。そうしたら1つで済みますよね。今年度だけは、それも含めて3年度のものを出してくださいと。様式もなるべく簡単にして。

岡田教育長

いろいろ工夫をしなければならぬことは宿題になりましたが、この第65号議案は再指定をするということで、この協議会を認めていただきたいと思います。原案のとおり承認させていただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了しました。そのほか、何かございますでしょうか

か。

では、事務局のほうから、報告をお願いいたします。

古橋総務課長

事務局から報告させていただきます。

3月4日に1団体から、教科書採択に関する要望書が提出されました。こちらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくをお願いいたします。

次回の教育委員会定例会の日程ですが、現在調整中でございます。別途お知らせいたします。

以上でございます。

坂本委員

そのほかのことによろしいですか。今日の議題には関係ないのですが、先ほど出ましたように、負担感の軽減、その他で皆さんもとても努力されて、多分年度末ですので、この1年間にどれだけ努力されたかということ、それからまた来年度にその努力をどうやっていくかということ、それから最近何うところによりますと、教育委員会がこうするというだけではなくて、学校現場でどういうやり方があるかということも、皆様方は心を砕いて、マニュアルなどを作って、また校長先生たちにお話になるということも聞いています。そういうものを合わせて記者発表するという話も、これは正式ではないですが耳にしています。やはり先生の負担感・多忙感の問題というのは大問題ですし、始めたときに膨大な調査をするときも、たしか本委員会で1度ぐらいは議論したことがあると思いますので、この問題を報告でも結構ですから、必ず本委員会にかけるようにした方がよろしいのではないかと思います。それとなくいろいろな御報告を聞いて分かっていますが、やはりきちんと委員会の足跡としてとどめたほうがいいと思います。

それから、今後するときには、多分これだけの学校の先生、それから地域の、例えば警察とか、福祉事務所も巻き込んでいますし、もちろん教育委員会も入っていますし、それから横浜市役所の他の部署もいろいろな意味で巻き込んでいますよね。ですから、これだけ膨大なものをやりかけると、そんなに簡単に、すぐ成果は出ないと思います。それこそ、どのくらい先生の時間にゆとりができたかというのは一年一年出るとは思います。その結果、当初の目的の、先生たちのワークライフバランスがどのくらい改善されて、先生の心身が健康になって、本当にゆとりを持って子供たちに向き合えるか、子供たちに向き合える時間がどれだけ授業に専念できるようになったか、その結果いじめも少なくなって、それからいじめ以外の学校であってはいけないいろいろな嫌な問題が少なくなったと、そこまで見極めるには、私は3年か5年かかると思うのです。

ですから、それをきちんと見極められるスケジュールを、今からきちんと各年に作って、3年なら3年で、それでどういう見極めをするシステムをつくるか、例えばこの委員会で年に2回とか3回チェックをするか、それともそういうことをチェックする小さな委員会をつくって、それで原案をチェックして、それをここにかけるか、それから、私はこういう問題は大学の若い学徒の方と協力すると、とても興味もあるし、データも得られるので、彼らも喜ぶと思うのですが、そういう第三者の客観的なお力も借りながら、どういう形で、言ってみればPDCAですね。プラン、ドゥー、チェック、アクション、新しいアクション、それをきちんと回すようなことをこの委員会できちんとあらかじめ決めて、それでチェックして、人が変わるとやはり魂が見えなくなって、今の方は、校長先生、教

育長を初め、一生懸命やっているのですが、何年か後に人が変わると、やはりその辺がずれてくることもありますので、そういうことをきちんと決めて、何年計画かでスタートして、きちんと成果を世間に報告し、校長先生にも学校にも安心させられるということを考えられた方が良いのではないかと思います。

以上です。

岡田教育長

ありがとうございます。

そのほか、何か皆様からありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、別途通知いたしますので、御確認をいただきたいと思います。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席をお願いします。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第66号議案「学校運営協議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第67号議案「学校運営協議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第68号議案「学校給食費請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後4時49分]